

平成30年12月11日に文教福祉委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

調査事項

● 議決を要する工事契約の取扱いについて ●

(変更契約の市長専決処分の指定)

～内容～

議決を要する工事契約に変更が生じた場合、市長の専決処分として議決を要さず契約変更できる範囲の取扱いについて、文教福祉委員会所管部分の詳細調査を行おうとするもの

～質疑～

問：市長の専決処分を認め、議決を経ないということになると、議会に代わるチェック機関が必要ではないか。その要となるのが、変更審査委員会ではないのか。変更審査委員会できちんとチェックがかかる体制とする必要があるのではないか。

答：今後は、変更審査委員会がきちんと機能するしくみに改善したいと考えている。その具体的方法として、今までは、現場からの変更承認願ひ、及び、変更指示書は、工事担当課のみの回覧にとどまっていたが、今後は、工事担当課任せにするのではなく、契約担当部門である主任検査員及び契約検査課、また、当局側の議会窓口である総務課長にも指示書等を回覧することにより、契約審査委員会にきちんとつながる体制にする。

問：それだけでは不十分ではないか。議会がノーチェックというのは、不安がある。

答：仮に専決処分を認めていただければ、変更が生じた際、正・副議長、所管委員会の正・副委員長、及び、議会事務局長に、事前に協議をしたい。

問：専決処分を認めた場合、現場を止める期間はどの程度短縮できるのか。

答：専決処分を認めていただければ、現場からの変更承認願ひを変更審査委員会にかけ、その後、業者への指示という流れになるので、10日以内の工事ストップで収まる。できれば、持ち回り決裁などの工夫により、2・3日程度で処理したいと考えている。一方、議会を開いて変更議決を経る場合には、額を確定させる必要があるため、変更設計や仮契約書の作成などの事務処理に、プラス2週間。これに、臨時会の告示から招集までの標準日数の1週間を加えると、約4週間、現場をストップさせることとなる。

当局からの報告事項

● 旧昭和児童館改修工事の概要について ●

～内容～

旧昭和児童館改修工事の概要について報告を受けました。

● 平成31年度保育所等の申込みについて ●

～内容～

平成31年度保育所等の申込みについて報告を受けました。